

臨調・行革粉碎！ 三里塚ジエット闘争勝利！

権力=労働「本部」革マル連合うち破り 「6・12」デッチあげ告訴事件の3月の無罪獲得へ

日刊 動労千葉

85.1.28

No. 1849

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二(七二〇七)

2.4 全力決起しよう 控訴審判決公判に

「6・12デッチ上げ事件」控訴審判決公判が2月4日東京高裁で行われます。

われわれは、労働「本部」革マル、権力、裁判所一体となつた不当な第一審有罪判決を受け、東京高裁に控訴して以降6回の公判の過程で、3名の無罪および事件のデッチ上げ性をあますところなく暴露・弾劾してきました。

この第二審の判決を迎えるにあたり、国鉄攻撃の真只中でますますその反労働者的本性をあらわにしていいる労働「本部」革マルへの怒りを新たにすると同時に、3名の無罪、勝利の判決をかちとるため全力で東京高裁に結集しようではありませんか。

労働千葉破壊のためのデッチ あげ政治的弾圧を許すな

「6・12デッチ上げ事件」以降3年7カ月が経過しました。この事件の本質は第一に、労働「本部」革マルが労働千葉との組織争闘に完敗したが故に、権力・司法の力を利用して労働千葉の組織解体を目的にデッチ上げたものであり、第二に三里塚闘争の解体を狙う権力が、このデッチ上げを利用し、労農連帶の一方の軸である労働千葉の組織破壊を狙つたものでした。従つてこの裁判は非常に政治的裁判であつたといえます。

このことは、第一審判決のなかではつきりと示されました。それは、①に労働「本部」側の証言のみを一方的に採用し、②にデッチ上げの傷害について、その具体的事実やいわゆる「犯人」を特定せず（できるわけがない）全く別々のところにいた者による共謀とコジッケる。さらに③われわれの証言により、判決文のなかでは「今回の告訴は、労働千葉との組織的争いの道具に使われているふしがある」と事件の本質にふれざるを得なかつたにもかかわらず、結論において全くこれを無視していること、④に懲役6ヶ月の求刑に対し、異例とも言える罰金刑とせざるを得なかつたこと、すなわち事実の意図的歪曲と政治的判断（ともかく有罪とせよ）というなかに鮮明に示されていま

かり労労問題の決着をはからうとした所にあります。労働「本部」革マルは告訴を当然とし「有罪判決で千葉労働の暴力（？）に歯止めをかけた」と賛美し、革マル弁護士渡辺某は「労働者の生活と権利を守るために権力を利用するのは当然等と、あたかも権力は労働者を守る」「労働者と権力の利害は一致すると言うがごとき反労働者的立場を明らかにしたのでした。

この労働「本部」革マルは、今日、当局、権力の完全な先兵となりて、「当局、権力と闘つてはならない」、「国鉄再建のために骨身を削つて働く」「帰るべき職場と組織を残すため出向・一時帰休に応じよう」とまさに一切の犠牲を組合員・労働者におしつけ当局の10万人首切り攻撃をスムーズに進行させ、もつて国労・労働千葉の破壊—国鉄労働運動の解体、産業報国会化へと引きづりこもうとしています。

労働「本部」革マル松崎の労働を10万にするという発言を決して軽視してはなりません。国鉄労働運動解体のためには、自らの組合員すら犠牲にすることをいとわず、労働運動がバラバラになつた後に、その労働者の反動的受け皿となると主張、まさに労働者の生首の上に当局、資本との共存・共栄を夢みるこの超反動の輩を絶対に粉碎しなければなりません。

2・4公判傍聴に全力決起を

「6・12デッチ上げ事件」でもう一つの特徴的な事は、労働運動の名をもつて労働者を権力に売りわたす、労働組合が組織の路線として権力の手を